

令和 2 年 第 2 回  
市 議 会 定 例 会 資 料

その 3



目 次

議案第 6 8 号 関 係	-----	1
議案第 6 9 号 関 係	-----	3
議案第 7 1 号 関 係	-----	4
議案第 7 2 号 関 係	-----	1 0
議案第 7 3 号 関 係	-----	1 4
議案第 7 4 号 関 係	-----	2 3



令和2年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第8号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 社会福祉費 ( 目 ) 社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 ( 高 齢 福 祉 介 護 課 )	2,285	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,285	
			特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴う介護保険事務処理システムの改修のため、介護保険事業特別会計において委託料を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
2	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 社会福祉費 ( 目 ) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ( 生 活 支 援 課 )	181,536	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	136,152					45,384	
			新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援対策として実施する住居確保給付金の申請件数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
3	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童福祉総務費 職員給与費 ( 職 員 課 )	3,064	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3,064						
			新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援対策として実施する国によるひとり親世帯臨時特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
4	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童福祉総務費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ( 保 育 課 )	800	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			400			400	
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策及び保護者の経済的負担の軽減のため、保育料を返還する市内認可外保育施設への補助を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
5	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費 ひとり親世帯臨時特別給付金 ( 子 育 て 支 援 課 )	241,500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	241,500						
			新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援対策のため、国によるひとり親世帯臨時特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
6	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費 ( 子 育 て 支 援 課 )	15,124	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	15,124						
			新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援対策のため、国によるひとり親世帯臨時特別給付金を支給することに伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
7	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 地域児童福祉費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ( 保 育 課 )	25,384	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	8,461		8,461			8,462	
			新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、公設及び民設児童クラブの児童が登所を自粛したことにより、育成料を返還する児童クラブに対して返還相当額等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				

## 令和2年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和2年度 補正第8号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	901					901
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を定めることに伴い、特殊勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
9	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費	13,692					13,692
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (雇用労働課)		新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、影響を受けた事業者と求職者とのマッチングを図るとともに、雇用の維持及び経営の安定を支援するための緊急雇用報奨金を支給することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
10	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費	308,000					308,000
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業振興課)		新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、売り上げが大幅に落ち込むなど特に厳しい状況にある中小企業・小規模事業者への家賃補助を行うことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
11	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	2,640					2,640
	職員給与費 (職員課)		新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を定めることに伴い、特殊勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				
12	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	461		461			
	かながわ学びづくり推進地域研究事業費 (学校教育指導課)		かながわ学びづくり推進地域研究事業の委託校として小学校4校、中学校2校を指定して実践研究を行うため、報償費及び消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				

## 令和2年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和2年度 補正第2号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	6,852	4,567			2,285	
	介護保険事務処理システム改修事業費 (高齢福祉介護課)		特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴い、介護保険事務処理システムを改修するため、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和2年6月12日)				

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画を茅ヶ崎市環境基本計画に包含させ、これを茅ヶ崎市環境審議会が審議することにより、環境施策をより総合的に推進するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第4項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和2年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略
	茅ヶ崎市環境審議会	茅ヶ崎市環境基本計画の策定及び変更、環境に関する市の主要な施策又は方針の立案、環境施策の報告その他環境の保全及び創造を推進するため、 <u>長に必要と認めるときの市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、環境の保全及び創造に関し必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。</u>	20人以内
長	茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づき茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は	15人以内

	略	略	略	略
	略	略	略	略

	略	略	略	略
	略	略	略	略

建議すること。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)		
職 名	区分	報 酬 額	職 名	区分	報 酬 額
略	略	略	略	略	略
環境審議会委員	略	略	環境審議会委員	略	略
			温暖化対策推進協議 会委員	日額	10,000円
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### ○環境基本法

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

- 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べるができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
  - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
  - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

○茅ヶ崎市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第9條 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。
- 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第10條 市は、基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に資するよう行動するための指針を定めるものとする。

- 2 市、市民及び事業者は、前項の指針に基づいて行動するものとする。

(市民等の意見)

第21條 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。

(審議会の意見等)

第22條 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。
- 3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を定めるため提案する。

## 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項
- (3) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第18条第2項

## 3 条例の概要

### (1) 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例関係

職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が定めるもの（以下「新型コロナウイルス感染症作業」という。）に従事したときは、従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円）の新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当を支給することとした。（附則第4項、附則第5項関係）

### (2) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係

新型コロナウイルス感染症作業に従事した会計年度任用職員には、茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項及び第5項の規定の例により新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当に相当する報酬を支給することとした。（附則第2項関係）

### (3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に係る感染症業務手当の特例)</p> <p>4 <u>職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、市長が定めるものに従事したときは、感染症業務手当を支給する。この場合において、第7条の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。</u></p> <p>(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第5項の規定の例により、感染症業務手当に相当する報酬を支給する。この場合において第7条の規定は、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>略</p>

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- 二 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
- 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
- 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復し

て行うことのないよう配慮しなければならない。

- 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

(新型コロナウイルス感染症の指定)

第一条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。))において単に「新型コロナウイルス感染症」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第六条第八項の指定感染症として定める。

○茅ヶ崎市職員給与条例

(特殊勤務手当)

- 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例

(感染症業務手当)

第7条 感染症業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 次に掲げる職員が感染症(規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。)の病原体を有し、若しくは有する疑いのある患者に接する業務又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務で、規則で定めるものに従事した場合

ア 保健所又は病院に勤務する職員のうち医療職給料表の適用を受ける者

イ 保健所に勤務する職員のうち、医療職給料表の適用を受ける者以外の者で規則で定める者

(2) 職員が感染症(規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。)の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所の消毒作業又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件の消毒若しくは処分の作業に従事した場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する業務 従事した日1日につき250円

(2) 前項第2号に規定する作業 作業1回につき350円

○茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第7条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(平成28年茅ヶ崎市条例第43号)第3条から第16条までに規定する業務又は作業に従事した会計年度任用職員には、同条例の規定の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案の理由

休日勤務手当に相当する報酬を支給する会計年度任用職員の範囲を改める等のため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項

3 条例の概要

(1) 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が割り振られた勤務時間を勤務しないときは、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、休暇（規則で定める休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給することとした。（第8条関係）

(2) 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当に相当する報酬を支給することとした。（第10条関係）

(3) 所要の規定を整備することとした。（第9条、第14条、第18条関係）

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(基本報酬の減額等)</p> <p>第8条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が規則で定めるところにより割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を勤務しないときは、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項及び第10条第1項において「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「年末年始の休日等」という。）である場合、</u>休暇（規則で定める休暇を除く。以下この条において同じ。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、<u>同条の規定により正規の勤務時間中に勤務した場合</u>）に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務</p>	<p>(基本報酬の減額等)</p> <p>第8条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が規則で定めるところにより割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を勤務しないときは_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、休暇（規則で定める休暇を除く。以下この条において同じ。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条_____の規定により正規の勤務時間中に勤務した<u>会計年度任用職員</u>に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務</p>

(2) 略

2 略

3 略

4 前3項の場合において、正規の勤務時間を超えて勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日

\_\_\_\_\_に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(休日勤務手当に相当する報酬)

第10条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員 (以下この項において単に「会計年度任用職員」という。) が祝日法による休日等 (毎日曜日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、規則で定めるものにあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日) 及び

年末年始の休日等 \_\_\_\_\_において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、当該会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の場合において、正規の勤務時間中に勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(宿日直手当に相当する報酬)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、その勤務1回につき、6,000円 (入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、21,000円) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超え

(2) 略

2 略

3 略

4 前3項の場合において、正規の勤務時間を超えて勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日 (以下「年末年始の休日」という

。)に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(休日勤務手当に相当する報酬)

第10条 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) (次の各号に掲げる会計年度任用職員にあつては、当該各号に定める日) 及び年末年始の休日 (祝日法による休日を除く。) (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日) \_\_\_\_\_において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた \_\_\_\_\_ 会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号 \_\_\_\_\_に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 代休日を指定されて、祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員 当該休日に代わる代休日

(2) 規則で定める会計年度任用職員 規則で定める日

2 前項の場合において、正規の勤務時間中に勤務した日が年末年始の休日 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(宿日直手当に相当する報酬)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、その勤務1回につき、6,000円 (入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、21,000円) を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が年末年始の休日 \_\_\_\_\_に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超え

ない範囲内において規則で定める額を加給する

。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日  
(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職し、次のいずれにも該当する会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

(1) 略

(2) 略

2 略

ない範囲内において規則で定める額を加給する

。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日  
(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職し、次のいずれにも該当する会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

\_\_\_\_\_、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

(1) 略

(2) 略

2 略

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

○地方自治法

第二百三條の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよ

う、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正に伴い、休日勤務手当に相当する報酬を支給する会計年度任用職員の要件を改めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第10条第1項及び第19条

3 規則の概要

- (1) 毎日曜日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、4週間ごとの期間につき8日以内の日数の週休日を設けることとされている会計年度任用職員にあつては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が週休日に当たるときは、週休日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する休日の直後の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当に相当する報酬を支給することとした。（第8条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第14条、附則第3項関係）
- (3) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>条例第10条第1項の規則で定める会計年度任用職員等</u>)</p> <p>第8条 <u>条例第10条第1項の規則で定める会計年度任用職員は、4週間ごとの期間につき8日以内の日数の週休日を設けることとされている同項に規定する会計年度任用職員とする。</u></p> <p>2 <u>条例第10条第1項の規則で定める日は、条例第9条第3項に規定する週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務時間が割り振られた日(その日が条例第8条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)第21条第1項後段の規則で定める日(以下この項において「休日等」という。))に当たるときは、当該休日等の直後の勤務時間が割り振られた日)とする。</u></p> <p>3 <u>条例第10条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。</u></p> <p>(期末手当の支給日等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>条例第18条第1項第2号の規則で定める会計年度任用職員は、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)以前6月以内の会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間(条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例</u>  <u>第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合</u>  <u>にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月)の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満のものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第7項</u>  <u>に規定する期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間(条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合)にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任</u></p>	<p>(<u>休日勤務手当に相当する報酬の支給される日等</u>)</p> <p>第8条 <u>条例第10条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。</u></p> <p>2 <u>条例第10条第1項第2号の規則で定める会計年度任用職員は、毎日曜日を週休日(条例第9条第3項に規定する週休日をいう。))と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員で、かつ、1週間の勤務時間が割り振られた日が5日の会計年度任用職員のうち、日曜日以外の勤務時間を割り振られた日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たる会計年度任用職員とする。</u></p> <p>3 <u>条例第10条第1項第2号の規則で定める日は、前項に規定する会計年度任用職員が正規の勤務時間を割り振らない日に当たる祝日法による休日の直後の勤務時間が割り振られた日とする。</u></p> <p>(期末手当の支給日等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>条例第18条第1項第2号の規則で定める会計年度任用職員は、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。)以前6月以内の会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間(条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例(昭和27年茅ヶ崎市条例第78号)第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合)にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期のうち、基準日前の直近の任期6月)の1週間当たりの平均の勤務時間が15時間30分未満のものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>条例第18条第2項において茅ヶ崎市職員給与条例第27条第2項の規定を準用する場合は、同項に規定する期末手当基礎額は、基準日前6月以内に会計年度任用職員又は地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として在職した期間(条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす場合)にあっては、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任</u></p>

期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月）における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

附 則

- 1 略
- 2 略
- 3 市長は、第14条第4項の規定にかかわらず、令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に係る条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第7項に規定する期末手当基礎額について、第14条第4項の規定によることが適当でないと認める会計年度任用職員については、別に定めることができる。

期（当該任期が6月を超える場合にあつては、基準日前の直近の任期6月）における勤務に対し、支給される基本報酬（同号に掲げる職員として在職した期間にあつては、当該期間の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額）の1月当たりの平均額とする。

附 則

- 1 略
- 2 略
- 3 市長は、第14条第4項の規定にかかわらず、令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に係る条例第18条第2項において準用する茅ヶ崎市職員給与条例第27条第2項に規定する期末手当基礎額について、第14条第4項の規定によることが適当でないと認める会計年度任用職員については、別に定めることができる。

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項及び第2項

3 条例の概要

- (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に登録の有効期間ごとに1回以上、その資質の向上のための研修を受講させなければならないこととした。（第9条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第3条、第5条、第12条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第9条第3項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第9条第1項又は<u>第3項</u>に規定する要件を欠く者</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>浄化槽保守点検業者は、前項の浄化槽管理士に第2条第2項に定める登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士の資質の向上のための研修として規則で定めるものを受講させなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 浄化槽保守点検業者は、<u>第1項又は第3項</u>の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第9条第4項</u>の規定に違反して必要な措置をとらなかつたとき。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第9条第2項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第9条第1項又は<u>第2項</u>に規定する要件を欠く者</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、<u>前2項</u>の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第9条第3項</u>の規定に違反して必要な措置をとらなかつたとき。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○浄化槽法

第四十八条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 五年以内の登録の有効期間に関する事項

二 備えるべき器具に関する事項

三 浄化槽管理士の設置及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項

四 浄化槽清掃業者との連絡に関する事項

五 保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

4 市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）は、第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

第六十六条中「第八号」を「第十三号」に改める。  
第六十八条中「第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則第十一条を次のように改める。  
(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができ

る。  
2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができ

る。  
3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。

5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(みなし公共浄化槽)

第二条 この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する新法第二条第一号に規定する浄化槽（以下この条において単に「浄化槽」という。）のうち、新法第二条第一号の二に規定する公共浄化槽（以下この条において単に「公共浄化槽」という。）以外の浄化槽であつて当該浄化槽処理促進区域内に存する建築物（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。）に居住する者の日常生活に伴い生ずる尿及び雑排水を処理するために市町村が管理しているものは、新法第十二条の十から第十二条の十七までの規定の適用については、公共浄化槽とみなす。

(準備行為)

第三条 市町村は、新法第十二条の四第一項の規定により浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、都道府県知事に協議することができる。

(浄化槽法の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条中「第三条第二項」の下に「及び第十二条の六」を加える。

国土交通大臣 石井 啓一  
環境大臣 原田 義昭  
内閣総理大臣 安倍 晋三

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十一号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

第一条中「将来」を「現在及び将来」に、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに」を「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその」に、「を図るため」を「が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」に改める。

第二条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「生活の支援」を「生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための」に、「将来」を「現在及び将来」に改め、「旨として」の下に「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 子ども等の貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。  
第二条に第一項として次の一項を加える。

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

第八条第二項第二号中「子どもの貧困率」の下に、「一人親世帯の貧困率」を、「生活保護世帯に属する子ども」の高等学校等進学率」の下に、「生活保護世帯に属する子ども」の高等学校等進学率」を加え、同項第三号中「生活の」の下に「安定に資するための」を、「対する」の下に「職業生活の安定と向上に資するための」を加え、同項に次の一項を加える。

五 子ども等の貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

第八条第六項中「及び」を、「一人親世帯の貧困率」に改め、「生活保護世帯に属する子ども」の高等学校等進学率」の下に「及び」生活保護世帯に属する子ども」の高等学校等進学率」を加える。

第九条の見出しを「都道府県計画等」に改め、同条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「計画」を「都道府県計画」に改め、同条第二項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「計画」を「都道府県計画又は市町村計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(排水設備の設置の承認)

第十二条の十 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第十二条の五第三項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。

(使用の開始の届出)  
第十二条の十一 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の占有者は、当該建築物に係る公共浄化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、当該公共浄化槽の使用を開始した日から三十日以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。

(排水設備等の検査)

第十二条の十二 市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水质を第四条第一項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(使用制限)

第十二条の十三 市町村は、公共浄化槽に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由がある場合には、当該公共浄化槽の使用を一時制限することができる。

2 市町村は、前項の規定により公共浄化槽の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする期間及び時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(料金)

第十二条の十四 市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化槽の使用に係る料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、次の原則によつて定めなければならない。

一 汚水の量及び水质その他使用者の使用の態様に応じて受当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(他人の土地の立入り)

第十二条の十五 市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、公共浄化槽に関する調査、測量若しくは工事又は公共浄化槽の管理のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができ。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入るときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

7 市町村は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(排水設備の使用の廃止)

第十二条の十六 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の占有者は、当該排水設備の使用を廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書に規定する場合において、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

(条例で規定する事項)

第十二条の十七 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共浄化槽の設置及び管理に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第四十八条第二項第三号中「設置」の下に「及び浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」を加える。

第四十九条を次のように改める。

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域を除く)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二 第七条第一項及び第十一条本文の水质に関する検査の実施状況

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第五十六条を削り、第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(協議会)

第五十四条 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に關し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会(次項及び第三項において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第五十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条本文」に改める。

第五十四条中第一号を第十六号とし、第三号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の五号を加える。

三 第十二条の八第三項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けずに排水設備を設置した者

五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒み、又は妨げた者

七 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃止した者

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む)の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「第一条による改正後の法」という)第十条第一項の登録を受けた者(登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可(同条第二項第三号の目的が第一条による改正後の法第二十六条第一項に規定する目的(以下この条において「特定目的」という)であるものを除く)を受けて行われている特定動物(旧法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。次項において同じ)の飼養又は保管については、旧法第三章第五節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者は、特定目的で特定動物の飼養又は保管をする場合に限り、この法律の施行の日に第一条による改正後の法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にされた旧法第二十六条第二項の申請(同項第三号の目的が特定目的であるものに限り)は、第一条による改正後の法第二十六条第二項の申請とみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクログリフ(第二条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下この条において「第二条による改正後の法」という)第三十九条の第一項に規定するマイクログリフをいう。次項及び附則第十条において同じ)が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者(第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ)は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡をする場合にあつては、その譲渡の日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクログリフが装着された犬又は猫の所有者(犬猫等販売業者を除く)は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならない。

3 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という)とみなす。

4 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

5 前項の規定により行つた行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者(第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ)に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物(第一条による改正後の法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう)の範囲について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクログリフの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクログリフが装着されている犬及び猫であつてその所有者が判明しないものの所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十一条 前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

浄化槽法の一部を改正する法律をここに公布する。

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

法律第四十号  
浄化槽法の一部を改正する法律  
目次中「第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条―第十二条の二)」を「第三章の二 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条―第十二条の二)」に改める。

浄化槽処理促進区域の指定(第十二条の四)  
公共浄化槽(第十二条の五―第十二条の七)  
第二条第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。  
第三条の二第一項ただし書中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第五号」に改める。  
第五条第一項中「第七条第一項」の下に、「第十二条の四第二項」を、「第四十八条第四項」の下に「第四十九条第一項」を加える。

環境大臣 原田 義昭  
内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百四号

自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自然環境保全法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

総務大臣 石田 真敏

環境大臣 原田 義昭

内閣総理大臣 安倍 晋三

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百五号

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三十五条の七において準用する同法第十八条第二項並びに同法第六十条第一項及び第三項、第六十一条第一項並びに第六十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然環境保全法施行令(昭和四十八年政令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 法第三十五条の七において準用する法第十八条第二項の規定により自然保護取締官に行わせる権限は、法第三十五条の四第三項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることとする。  
本則に次の四条を加える。

(取締官)

第七条 法第六十条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

(担保金の額に関する基準)

第八条 法第六十条第三項の基準は、違反の種類、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)  
第九条 担保金(担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。)に記載されているところに従って提供されるものを除く。第一号において同じ。)又は保証書は、次に掲げるところに従って提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内(取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内)に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認めるところから、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。  
イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従って担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。  
2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

(主務大臣及び主務省令)

第十条 法第六十条第二項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第六十条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣及び国土交通大臣とする。

2 法第六十三条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。

附則

この政令は、自然環境保全法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二十号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百六号

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第四十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

内閣総理大臣 安倍 晋三

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正に伴い、浄化槽管理士に受講させるその資質の向上のための研修の要件を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成28年茅ヶ崎市条例第73号)  
第9条第2項及び第15条

3 規則の概要

- (1) 浄化槽保守点検業者登録申請書に添付する書類に、浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受講する年度を記載することとした。(第2条、第1号様式関係)
- (2) 浄化槽管理士の資質の向上のための研修は、地方公共団体又は当該研修を適切に実施することができる者として市長が指定する者が実施するもので、浄化槽行政の動向等の事項を含むものであることとした。(第5条関係)
- (3) 所要の規定を整備することとした。(第6条から第8条まで、第4号様式関係)
- (4) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(登録申請書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第2項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽の保守点検に従事する者の氏名及びその者が浄化槽管理士の資格を有する場合にはその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並びに<u>条例第9条第2項に規定する研修を受講する年度を記載した書類</u></p> <p>(4) <u>条例第9条第3項に規定する器具の保管場所及び保管状態を明らかにする書類</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(廃業等届)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(浄化槽管理士の資質の向上のための研修)</u></p> <p>第5条 <u>条例第9条第2項に規定する規則で定める研修は、地方公共団体又は当該研修を適切に実施することができる者として市長が指定する者が実施するものであって、次に掲げる事項を含むものであることとする。</u></p> <p><u>(1) 浄化槽行政の動向</u></p> <p><u>(2) 浄化槽の構造及び機能</u></p> <p><u>(3) 浄化槽の保守点検及び清掃</u></p> <p><u>(4) 県内の浄化槽に関する情報</u></p> <p>(浄化槽の保守点検器具)</p> <p>第6条 <u>条例第9条第3項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(15) (帳簿の記載事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第8条 略</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業者登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる書類及び図面を添付してください。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(登録申請書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第3条第2項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 浄化槽の保守点検に従事する者の氏名及びその者が浄化槽管理士の資格を有する場合にはその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号_____を記載した書類</p> <p>(4) <u>条例第9条第2項に規定する器具の保管場所及び保管状態を明らかにする書類</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(廃業等届)</p> <p>第4条 略</p> <p>(浄化槽の保守点検器具)</p> <p>第5条 <u>条例第9条第2項の規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(15) (帳簿の記載事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第7条 略</p> <p>第1号様式 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">浄化槽保守点検業者登録申請書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる書類及び図面を添付してください。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第3項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 略

(4) 略

(5) 浄化槽の保守点検に従事する者の氏名及びその者が浄化槽管理士の資格を有する場合にはその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号並びに条例第9条第2項に規定する研修を受講する年度を記載した書類

(6) 茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第3項に規定する器具の保管場所及び保管状態を明らかにする書類

(7) 略

(8) 略

第4号様式 (第8条関係)  
(表)

略

略

(2) 茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 略

(4) 略

(5) 浄化槽の保守点検に従事する者の氏名及びその者が浄化槽管理士の資格を有する場合にはその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号\_\_\_\_\_を記載した書類

(6) 茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第2項に規定する器具の保管場所及び保管状態を明らかにする書類

(7) 略

(8) 略

第4号様式 (第7条関係)  
(表)

略

略

